

東京電力(株) 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成18年3月16日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年3月16日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	廃棄物処理系シャワードレン移送ラインドレン弁(V-2001-Z99)の点検時、弁の上流側にスラッジによる詰まりが認められたため、当該配管を清掃	
2	1号機	原子炉建屋ユニットヒータにおいて、ドレントラップ(D88)の動作不良(開固着)が認められたため、ドレントラップを点検・修理	
3	2号機	廃棄物処理建屋1階入口二重扉上部において、電線管押え金具の外れが認められたため、押え金具を取付	
4	2号機	廃棄物処理建屋1階～地下階への階段踊り場付近において、電線管押え金具の外れが認められたため、押え金具を取付	
5	3号機	所内ボイラ用重油タンク油面計において、下部閉止プラグに油のにじみが認められたため、閉止プラグを点検・修理	
6	4号機	廃棄物処理系床ドレンフィルタスラッジサージタンクからの移送時、移送ポンプ入口配管に詰まりが認められたため、当該ラインを点検・清掃	
7	4号機	NO. 5軽油タンク基礎部において、防食塗装に剥がれが認められたため、当該部を修理	
8	5号機	廃棄物処理系機器ドレン系廃スラッジサージポンブドレン弁(20-46-D01)の点検時、弁座面に浸食が認められたため、当該弁一式を交換	
9	5号機	タービン建屋換気空調系冷却装置(A~G)の冷水入ライン圧力指示計スイッチ(PIS-1100)元弁(V-76-3185)において、保温材に破損が認められたため、当該保温材を修理	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	5号機	所内ボイラ用給水ポンプ(A)において、グラウンド部に締め代の減少が認められたため、グラウンドパッキンを交換	
11	6号機	廃棄物処理系低電導度ドレンサンプ(B)レベル検出器(LE-G13-N1068 B)の点検時、検出器用フレキシブル電線管に損傷が認められたため、当該電線管を交換	
12	6号機	廃棄物処理系高電導度ドレンサンプ(B)レベル検出器(LE-G13-N1069 B)の点検時、検出器用フレキシブル電線管に損傷が認められたため、当該電線管を交換	
13	6号機	残留熱除去海水ポンプ(6B)の電動機点検時、温度検出用フレキシブル電線管に損傷が認められたため、当該電線管を交換	
14	6号機	原子炉補機冷却水ポンプ(A)出口逆止弁(7-9V1A)の点検時、弁軸寸法の一部に設計との相違が認められたため、対応検討	
15	6号機	原子炉建屋排気ファン(E6-2A)吸込側ダンパ(AO-U41-A01)の点検時、開度精度の誤差率に精度外が認められたため、当該ダンパを修理	
16	6号機	高圧炉心スプレー系ディーゼル発電機補機冷却ポンプ自滑水ストレナーの点検時、切替弁の動作不良(固着)が認められたため、当該弁を分解点検	
17	6号機	発電機水素ガスクーラー(C・D)出口弁バイパス弁(V-7-10V17C・D)の点検時、閉固着及び弁棒に曲がり認められたため、当該弁を修理	
18	集中環境施設	高電導度廃液系中和用硫酸タンク(R11-A009)の点検時、タンク内面のコーティングに膨れが認められたため、当該コーティング部を補修	
19	集中環境施設	洗濯廃液濃縮装置(B)の蒸発缶レベル計において、「液面異常」の誤表示が発生するため、レベル検出器を点検	
20	その他	電離箱式放射線測定器(ICW-179)の測定開始前点検において、測定不能が認められたため、当該測定器を修理	
21	その他	電離箱式放射線測定器(ICW-165)の測定開始前点検において、測定不能が認められたため、当該測定器を修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話: 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで